

静岡県告示第116号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月3日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
函南停車場反射炉線	田方郡函南町柏谷字陰宝蔵1334番の60から 田方郡函南町柏谷字陰宝蔵1324番の15まで	令和5年3月3日

=====

静岡県告示第117号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月3日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一色久沢線	富士市大淵字辻畑2664番の13から 富士市大淵字市十窪2568番の10まで	令和5年4月1日

=====

静岡県告示第118号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月3日から2週間富士土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一色久沢線	富士市大淵字市十窪2573番の3から 富士市厚原字込野1727番の11まで	令和5年4月1日

=====

静岡県告示第119号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和5年3月3日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年3月3日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
掛川川根線	掛川市孕石字向山356番の8	令和5年3月3日